第１、２の項目について

これまでの労使関係については、今後とも、維持していきたいと考えており、種々の問題解決に向けては、必要に応じ、皆様方のご意見をお伺いしながら取り組んでいきたい。

第３、７の項目について

教職員の給与・処遇については、これまでも国の制度を基準として、その改善に努めてきたところ。

行政職給料表２級及び３級の最高号給に多数の職員が滞留していることについては認識しているが、現時点において給与上の措置を講ずることは困難。

今後とも、国や他府県の動向、本府人事委員会の意見、本府の財政状況等を踏まえながら適切な対応に努めてまいる。

第３、４、６の項目について

職員の任用にあたっては、地方公務員法に規定されている平等取扱の原則や情勢適応の原則、任用の根本基準である能力実証の原則に基づき、適切に行うこととしている。

また、各学校の実情と課題に応じて創意工夫を凝らした組織的、機動的な学校運営が行われるようにするため、学校事務を学校運営組織に適切に位置づけ、学校事務職員の専門性を最大限に発揮しながら、学校事務のより一層円滑な運営が図られることが重要である。

市町村教育委員会において、それぞれの市町村の実情を踏まえた、学校事務職員の標準的な職務内容を定めていると認識している。

文部科学省通知において、標準的な職務についてはその服務監督権者が定めるとされていたことを受け、事務の共同実施事例報告会などの場を活用し、市町村教育委員会あてにその旨の周知をしているところ。

第５の項目について

学校事務を効率的に推進する観点から、「事務の共同実施」又は「学校間連携」等の実施に向けた検討を行うよう、市町村教育委員会に対する指導・助言事項に記載しているところ。また、11月に「学校事務の共同実施等事例報告会」を開催するとともに、事務の共同実施等が未実施の３市町の教育委員会に対しヒアリングを実施し、その取組みを進めてもらえるよう働きかけを行ったところ。引き続き、学校事務の現状と執行方法のあり方について検証するとともに、市町村教育委員会に対する働きかけに工夫を凝らしていく。

学校事務の共同実施等については、学校運営体制・学校事務処理体制を充実させる観点から、平成11年度に学校事務の共同実施を行う実践協力モデル校が、平成13年度にきめ細かな学習指導や教育の情報化の支援等の事務部門の強化対応に対する国の定数措置が行われ、本府においても、これらの取り組みを行なう学校に対してこの加配措置を行ってきたところ。

加えて、事務処理の共同化・集中化を図る必要性が一段と高まってきていることに鑑み、平成14年度から、必要に応じ複数校での兼務発令が行えるよう条件整備を行い、さらに、平成19年度には、兼務発令が行いやすいよう事務手続きを改善したところ。

事務の共同実施の一手法として法制度化された共同学校事務室については、室長又は職員に府費負担教職員を充てようとする場合の手続きについて、市町村教育委員会へ周知したところ。また、事務の共同実施等が未実施の教育委員会に対するヒアリングや「学校事務の共同実施等事例報告会」の場を活用して、共同学校事務室についても合わせて情報提供を行ったところ。

第８の項目について

教職員の評価・育成システムについては、教職員の意欲・資質能力の一層の向上を図ることにより、教育活動をはじめとする様々な活動の充実、組織の活性化を図ることを目的として実施している。

評価結果の給与等への反映については、皆さま方との協議を踏まえ、平成19年度から前年度の評価結果を昇給及び勤勉手当に反映しており、平成24年度からは上位評価の昇給への反映を廃止するとともに、勤勉手当については、より勤務成績が反映できるよう成績率を見直したところ。

引き続き、「教職員の評価・育成システム」がより良い制度となるよう、充実・改善を図っていきたい。

第９の項目について

令和４年度の人事委員会勧告にかかる再任用職員の給料月額の取扱いについては、勧告どおり令和５年４月１日から引き上げることとしたい。

　給与格付けについては、職務給の原則に基づき決定しているところ。

　定年年齢の引上げについては、7月26日に別途提案を行い協議を行ったうえで、9月定例本会議にて「職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例」を制定した。

　今後、12月中には、年度末年齢59歳の職員に対し、情報提供・意思確認を行うことを予定している。

　勤務労働条件に関わる事項について皆様方と十分に協議を行っている。

第10の項目について

市町村立学校における教職員の勤務時間の適正な把握については、市町村教育委員会に対する指導・助言事項において、府立学校で実施している趣旨を踏まえ、同様の措置がとられるよう働きかけてきたところ。

なお、平成30年８月に「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を各市町村教育委員会あてに周知し、啓発を図っているところ。

また、令和３年11月には、更なる働き方改革の推進のために、各府立学校の校長・准校長あてに通知した「在校等時間の適正な把握等について」において、改めての関連諸規程の確認とともに、所属教職員に対する周知徹底を含めた必要な取組みを参考送付し、引き続き、働き方改革の推進のための取組みを実施されるよう働きかけたところ。

今後とも、教職員の勤務時間の適正な把握に努めるとともに、勤務時間を意識した働き方の推進に向けて取り組みを進めていきたい。

第11の項目について

要保護・準要保護の児童・生徒が多数在籍している学校に対する事務職員の複数配置を含め、事務職員の配置については、国定数の範囲内で配置しているところ。

今後とも、適正な定数管理に努め、適正な勤務労働条件の確保に向けて取り組んでいく。

第12の項目について

採用に際しては、諸事情をお聞きし、適切に配置している。

第13の項目について

今後とも、「大阪府教育委員会における障がい者である職員の活躍推進計画」等に基づき、同計画に記載している取組について、適切に対応していく。

　職場環境等の整備に係る合理的配慮に関しては、障がい者である職員の方からの職業生活に関する相談及び合理的配慮の申出等の相談窓口となる障がい者職業生活相談員を選任し、「大阪府教育委員会における障がい者である職員の活躍推進計画」を策定したところ。同計画に基づき、障がい者の活躍を推進するための環境整備を進めていく。

障害者の雇用の促進等に関する法律等の趣旨を踏まえ、今後とも適切に対応していく。

第14の項目について

学校における働き方改革を進める観点から、長期休業期間中における代替教員等の措置についても、適切に対処していく。

第15の項目について

病気休暇、介護休暇に関わる引継日の措置については、現状では難しい状況。

なお、引継日の制度については、産休前後に２日以内、育休後に３日以内で設けられているところ。

第16の項目について

学校総務サービスシステムについては、各学校事務職員が紙ベース手作業で処理していた府費負担教職員の給与・旅費に係る報告事務及び帳票受領事務を、平成18年９月からパソコンによるオンライン処理に変更し、当該事務の効率化・簡素化に努めている。

今後とも、システムの改修を行う際には、効率化等について話し合いを行っていきたい。

第17の項目について

制度改正等については、随時通知や市町村教育委員会の担当者会議等で周知するとともに、適切な事務執行のため、各種手引等についても、更新しているところ。

公立学校共済組合大阪支部においては、地方公務員等共済組合法の改正に伴う共済制度適用拡大にあたり、国の制度が未定の段階から各任命権者に情報提供を行うとともに、制度確定後には関係課と連携して事務手続きの説明会を行うなど、制度の周知に努めてきたところ。

　令和４年10月の制度移行時には、特に扶養認定に係る事務の簡略化を行うとともに、公立学校共済組合本部に要望し、臨時的任用職員の年金にかかる資格喪失手続きを不要とするなど、教職員や事務担当職員の業務負担軽減を図ったところ。

　また、実務に役立てていただくため、制度変更の影響を大きく受ける部分については、関係課と連携して健康保険・厚生年金保険の手続き案内を作成し、周知を図ったところ。現在は、「共済のしおり」の改訂作業を進めている。今後とも、組合員の方々にわかりやすい制度・事務内容の周知に努めていくもの。

「認定事務の手引き」をはじめとする各種手引類については、給与支給事務の適正な執行のための一助となるよう総務事務システム上でお示ししているところ。

制度改正に伴う事務の変更があった際には、その内容を各種手引類に反映させるため加筆修正して更新に努めてきており、今後も、より分かりやすい手引書となるよう工夫し、速やかな更新に努めていきたい。

今年度から、各種研修会の一部をインターネット上での動画配信により実施し、多忙な学校事務職員の負担軽減を図ったところ。

また、年末調整事務の説明会についても動画配信により実施するとともに、マニュアルやＦＡＱの見直しを行い、学校事務職員へのわかりやすい情報提供に努めたところ。

今後も、事務の変更や制度改正の際は、その都度、動画配信も含めた説明会や研修会を行って制度周知を図るとともに、学校事務職員の業務負担の軽減に努めていく。

第18の項目について

各市町村教育委員会に対して毎年２月末頃に、次年度の給与等支給日の日程を示したうえで、学校行事の計画策定に当たり、給与等の支給事務に支障が生じることのないよう依頼している。

また、学校長に対しては、「給与支給日等における現金取扱い上の安全確保について」を通知し、適正な給与支給に支障が生じないよう依頼している。

引き続き、給与支給日の対応等が円滑に行われるよう、努めていきたい。

第19の項目について

近年、銀行の統廃合等がかなりの規模と回数で行われ、その多くは自動読替処理を行ってきたところであるが、今後とも、できるだけ電算システムによる読替処理を図るよう知事部局とも協議していきたい。

第20の項目について

公立小・中学校及び幼稚園の施設整備について、大阪府教育庁としては、公立小・中学校の新増築や大規模改造を実施する際に、学校施設の計画・設計上の留意事項など国が策定した「小・中学校施設整備指針」の趣旨に加え、個人情報保護の観点からも事務室の設置や、良好な教育環境の確保・整備が進められるよう、国の負担金制度や学校施設環境改善交付金制度の効果的な活用を働きかけている。

第21の項目について

市町村立学校における労働安全衛生体制の整備については、設置者である市町村教育委員会が実施することになっているが、府教育委員会では「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」や市町村教育委員会人事担当者会議において、労働安全衛生体制の整備・充実について指導しているところ。

なお、府立学校に対しては、安全衛生協議会での検討を踏まえ、令和２年６月１日付けで、「大阪府立学校情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」を新たに策定のうえ通知し、情報機器作業従事者に対する適正な衛生管理に努めるよう指導しているところ。

第22の項目について

臨時的任用職員の初任給については、令和２年度から、任期の定めのない常勤職員の採用年齢上限を勘案し、給料表の最高号給未満の号給を上限とする取扱いを廃止することとしたところ。

今後とも、勤務労働条件に関わる諸事項については、皆様方と十分に協議を行っていきたい。